

令和7年度 第3回 山形県放課後児童支援員認定資格研修開催要領

1 目的

本研修は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、「基準」という。）第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とします。

2 実施主体及び実施機関

本研修の実施主体である山形県から委託を受け「山形県児童館等連絡協議会（以下、「当協議会」という。）」が実施します。

3 対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事しようとする者

4 研修計画 第3回 庄内地区開催

(1) **日 程** 8日間（合計16科目）
10月7日(火)・10日(金)・22日(水)・27日(月)～31日(金)

場 所 三川町テオトル（10月7日・10日の会場）
住所：三川町大字押切新田字桜木8-1
電話：0235-64-8335
庄内総合支庁 4階講堂（10月22日・27日～31日の会場）
住所：〒997-1392 山形県東田川郡三川町横山袖東19-1
電話：0235-66-2111

定 員 100名

※今年度本研修を受講した方で未受講の科目がある方も参加可能です。お手持ちの受講票とテキストをご持参ください。

(2) 研修項目・科目及び時間数

研修項目	研修科目
1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4.5 時間 (90 分×3)】	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6.0 時間 (90 分×4)】	④子どもの発達理解 保育士または教諭の資格を有する者は免除
	⑤児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達 保育士または教諭の資格を有する者は免除
	⑥障害のある子どもの理解 保育士または社会福祉士の資格を有する者は免除
	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 保育士または社会福祉士の資格を有する者は免除
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5 時間 (90 分×3)】	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
	⑨子どもの遊びの理解と支援
	⑩障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3.0 時間 (90 分×2)】	⑪保護者との連携・協力と相談支援
	⑫学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3.0 時間 (90 分×2)】	⑬子どもの生活面における対応
	⑭安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3.0 時間 (90 分×2)】	⑮放課後児童支援員の仕事内容
	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令遵守

※免除科目は、保育士（2－④⑤⑥⑦）、教諭となる資格を有する者（2－④⑤）、社会福祉士（2－⑥⑦）

5 研修日程及び講師 ※別紙のとおり

6 申込み方法

- (1) 現にクラブに所属している方及び所属することが内定している方は、所属するクラブを経由し、受講申込書を市町村に提出してください。クラブはクラブ毎に優先順位を決めて、市町村に報告してください。
クラブに所属していない方は、直接市町村に受講申込書を提出してください。

- (2) 市町村は、受講申込書を集約し、優先順位を決めて、当協議会に報告してください。

- (3) 申込時の提出書類

	書 類 名
ア	放課後児童支援員認定資格研修受講申込書
イ	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード又はパスポートのコピー）※いずれか1点で可
ウ	受講資格を証する書類（保育士、社会福祉士登録証等のコピー、ただし、基準10条3項の9号・10号に該当する場合は市町村が発行する証明書の原本・最終学歴証明書） 基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者は資格取得見込書、卒業見込証明書のコピー

（本人の写真を2枚ご用意ください。1枚は受講申込書に貼っていただき、もう1枚は、受講申込書と一緒に提出してください。）

申込書の提出先

- ・クラブ及び個人の方⇒市町村
- ・市町村⇒ 〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31 3階
山形県児童館等連絡協議会 まで

注：施設からの直接の申し込みは受付できません。必ず市町村担当課に提出ください。

- (4) 募集期限

第3回庄内地区分 令和7年9月12日(金)必着

- (5) 受講者の決定

当協議会から市町村を通して「受講票」を配付します。
研修開始4日前までに届かない場合は、市町村にお問い合わせください。

7 参加費用 無料

※研修教材、運営指針解説書を購入し、当日持参してください。
(研修教材は同封の案内により、運営指針解説書は書店にて購入願います)

8 研修の修了及び修了証書

- (1) 全科目履修者に対し受講チェックシートの提出を確認したうえで、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。
ただし、基準第10条第3項第1号、2号、4号～8号に該当する見込みの場合は、資格を取得するまで修了証の交付を留保します。資格取得後に、資格証の写しを、市町村を経由して山形県に提出してください。
- (2) 一部科目履修者に対しては、本人からの申請に基づき「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。なお、一部科目履修証明証の有効期限は、原則交付年度の翌年度末までとなります。
- (3) 修了証は市町村から所属放課後児童クラブを通して交付します。
- (4) 原則として1科目15分以上の遅刻又は早退した場合は欠席とみなします。
また、受講態度が著しく不良の場合は、修了証書を交付できない場合があるので、あらかじめご了承ください。
なお、虚偽の内容により受講申込みをした場合は、修了証発行後であっても、修了の取消し等の措置をとらせていただきます。

9 その他

- (1) 携行品は研修教材(購入し持参)、筆記用具、各自必要なものとなります。
テオトル内には飲料の自動販売機はありません。庄内総合支庁内には飲料の自動販売機があります。
- (2) 会場の駐車場は十分に駐車できるスペースがありますが、公共交通機関の利用や乗り合いでの参加にご協力をお願いします。
- (3) 研修会場では適宜換気を行います。座席によって室温に差異が生じることがありますので、暑さや寒さに対応できる準備をしてお越しいただくようお願いします。
- (4) 申請書に記載いただいた情報は、山形県放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

研修に関するお問合せ

山形県児童館等連絡協議会 富田 TEL : 023-622-0237 (直通) FAX : 023-622-0266 E-mail : ygojyokai@m01.platinum-hikari.net
--

令和7年度 第3回山形県放課後児童支援員認定資格研修 日程調整(庄内地区・10月開催)

	令和7年10月						
	日	月	火	水	木	金	土
第1講義 第2講義				1	2	3	4
第1講義 第2講義 第3講義	5	6	7 科目1	8	9	10 科目3	11
			科目2			科目4	
			科目7			科目5	
第1講義 第2講義	12	13	14	15	16	17	18
第1講義 第2講義	19	20	21	22 科目8	23	24	25
				科目9			
第1講義 第2講義	26	27 科目10	28	29 科目12	30 科目14	31 科目16	
		科目11		科目13	科目15	科目6	

10/7・10日 場所
三川町:テオトル

10/22以降 三川町:庄内支庁 4階大会議室

講義時間
第1講義 9:30～11:00
第2講義 11:10～12:40
第3講義 13:30～15:00

	日程		講義時間	
第1科目	10月7日	火曜日	第1講義	9:30～11:00
第2科目	10月7日	火曜日	第2講義	11:10～12:40
第3科目	10月10日	金曜日	第1講義	9:30～11:00
第4科目			第2講義	11:10～12:40
第5科目			第3講義	13:30～15:00
第6科目	10月31日	金曜日	第1講義	11:10～12:40
第7科目	10月7日	火曜日	第3講義	13:30～15:00
第8科目	10月22日	水曜日	第1講義	9:30～11:00
第9科目	10月22日	水曜日	第2講義	11:10～12:40
第10科目	10月27日	月曜日	第1講義	9:30～11:00
第11科目	10月27日	月曜日	第2講義	11:10～12:40
第12科目	10月29日	水曜日	第1講義	9:30～11:00
第13科目	10月29日	水曜日	第2講義	11:10～12:40
第14科目	10月30日	木曜日	第1講義	9:30～11:00
第15科目	10月30日	木曜日	第2講義	11:10～12:40
第16科目	10月31日	金曜日	第1講義	9:30～11:00